

# 名古屋市図書館ネーミングライツスポンサー募集要項

名古屋市図書館のネーミングライツ(命名権)スポンサー(以下「スポンサー」といいます。)を分館1館ごとに募集します。

名古屋市図書館には20の分館があり、企業名や商品名等を入れた愛称をつけることができます。

図書館としましては、厳しい財政状況の中、市民の皆さまへのサービス低下とならないよう、このたび、収入確保策の一つとして名古屋市図書館にネーミングライツを募集することとしましたので、ぜひ応募いただきネーミングライツを通じて本市図書館の運営をサポートいただきますようお願いいたします。

## 1 対象施設

鶴舞中央図書館を除く名古屋市図書館の分館20館を対象とします。募集は、分館1館ごととしますが、複数の分館へも同時に応募することができます。

(名称及び所在地等は別表「ネーミングライツ対象施設一覧」の通り)

※ 契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。

## 2 募集期間

令和7年10月28日(火)から11月27日(木)まで

※ 期間中に応募がない場合、同一条件で、募集期間を1か月程度延長することがあります。

## 3 愛称

対象施設に企業名、商品名等を入れた愛称を付けることができます。愛称については、公共図書館として認識してもらうため、「(分館名)図書館 supported by 企業名または商品名」とします。なお、条例上の正式名称の変更はありません。

愛称の決定につき、名古屋市公式ウェブサイトで公表し、当局の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

## 4 募集概要

### (1)契約期間

契約締結日から令和12年3月31日

千種図書館のみ契約締結日から令和10年3月31日

※ 本件の契約の相手方となったスポンサーは、次の契約に関して優先的に交渉することができます。

### (2)愛称の使用及び表示期間

契約締結後、指定した日から令和12年3月31日

千種図書館のみ令和10年3月31日までとします。

※初年度のネーミングライツ料は、月割りでとし、下表のとおりです。

### (3)最低年間契約金額(下表のとおり)

分館名	年間契約金額 (税込み)	初年度(2,3月) 金額(税込み)
千種	250万円	42万円
東	350万円	58万円
北	250万円	42万円
楠	150万円	25万円
西	300万円	50万円
山田	150万円	25万円
中村	310万円	52万円
瑞穂	300万円	50万円
熱田	250万円	42万円
中川	350万円	58万円

分館名	年間契約金額 (税込み)	初年度(2,3月) 金額(税込み)
富田	140万円	23万円
港	180万円	30万円
南陽	90万円	15万円
南	200万円	33万円
守山	180万円	30万円
志段味	160万円	27万円
緑	300万円	50万円
徳重	390万円	65万円
名東	290万円	48万円
天白	210万円	35万円

※ 応募者の提案した金額をもとに契約します。

※ 後述する愛称掲出等に係る費用は含みません。

### (4)スケジュール

募集要項配布 令和7年10月28日(火)から11月27日(木)まで

募集に関する質問受付 令和7年10月28日(火)から11月7日(金)まで

質問に対する回答 令和7年11月18日(火)まで

応募受付 令和7年11月18日(火)から11月27日(木)まで

市民等からの意見募集 令和7年12月上旬から1か月程度(予定)

外部有識者等からの意見聴取 令和8年1月上旬(予定)

候補者決定及び選定結果通知・公表 令和8年1月中旬(予定)

契約締結 令和8年2月(予定)

※契約締結する際に、愛称の使用及び表示開始日を定めます。

### (5)詳細条件

詳細については、別添「名古屋市図書館ネーミングライツ契約書(案)」を参照ください。

### (6)契約の終了時について

契約が終了又は解除となった場合、スポンサーの負担により設置した一切の物件は、全て撤去していただくとともに、それに要する費用はスポンサーの負担とします。

## 5 特典

命名権のほか、以下の特典を付与します。内容の詳細は、本市とスポンサーとの協議により別途調整後、決定するものとします。

なお、これらの特典について、第三者への権利譲渡や転貸等はできません。

### (1)館内における企業 PR コーナーの設置

- ・具体的な場所やデザイン等については、事前に協議します。
- ・制作、設置、撤去等に要する費用は、全てスポンサーの負担とします。

### (2)呼称権

#### ア 名古屋市のネーミングライツスポンサー呼称権

例えば「株式会社〇〇は、(分館名)図書館のネーミングライツスポンサーとして、名古屋市を応援しています。」と自社のホームページ等に表示していただくことができます。

#### イ 愛称の広報及び広告・販売促進での使用権

### (3)愛称の掲示請求権

- ・各分館の施設内にある既設の施設案内標識及び看板等(以下「既設の看板等」という。)について、愛称及びロゴマークを掲示することができます。
- ・既設の看板等の掲示場所、具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、別途協議により、決定します。
- ・掲示に必要な看板等の制作、設置等に要する費用は、全てスポンサーの負担とします。

## 6 応募資格

法人その他の団体(以下「法人等」といいます。)が応募できます。ただし、以下の法人等は応募できません。

#### (応募できない法人等)

##### ア 政治的又は宗教的目的を主たる目的とする法人等

##### イ 名古屋市教育委員会広告掲載要綱第3条第1項第2号アからクまでのいずれか又は第3号に該当する法人等

##### ウ 契約締結までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている法人等

応募の申込みをする法人等については、当該法人等(当該法人等の役員等全員を含む。)について、愛知県警察本部へ氏名、生年月日、性別、住所、役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

参考 (名古屋市教育委員会広告掲載要綱より抜粋)

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行うことができない。

(1) 広告の内容に係る範囲

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの  
 イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの  
 ウ 人権侵害、差別、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの  
 エ 青少年の保護又は健全育成に好ましくないもの  
 オ 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの  
 ハ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの  
 キ 占い、運勢判断等に関するもの  
 ク 社会問題についての主義主張をするもの  
 ケ 個人等の名刺広告  
 コ 他をひぼう、中傷等するもの  
 サ その他広告媒体の公共性、中立性又はその品位を損なうもの
- (2) 業務又は事業者に係る範囲
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業形態又はそれに類似するもののうち、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの  
 イ 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条に規定する貸金業  
 ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生又は更生手続中のもの  
 エ 商品先物取引に係るもの  
 オ 法律に定めのない医業類似行為に係るもの  
 ハ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの  
 キ 名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの  
 ク その他各種法令等に違反しているもの
- (3) その他広告掲載がふさわしくないと教育委員会が認めるもの

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

名古屋市鶴舞中央図書館長、同副館長、同整理課長及び同奉仕課長で組織する選定委員会で、1 館ごとに提案内容を次の審査項目により総合的に判断し、ネーミングライツスポンサー候補者及び次点候補者を選定します。応募が 1 者の場合であっても、選定委員会を開催します。

なお、最上位者が同点の場合、選定項目「市民の読書活動推進に資する提案内容」の高得点者とし、次に選定委員会の協議により決定します。

項目	配点
提案された愛称の公共施設としてのふさわしさ	10
本市のネーミングライツスポンサーとしてのイメージのふさわしさ	10
提案者の財務状況	10
提案金額	10
市民の読書活動推進に資する提案内容	20
合計	60

※市民が利用する施設として名称が不適当な場合等は、非選定となることがあります。

また、選定委員会の判断により名称の調整を依頼する場合もあります。

※選定委員会での得点が各区分の 5 割未満もしくは合計得点が満点の 7 割未満の場合は非選定となります。

## (2)市民等からの意見募集及び外部有識者等からの意見聴取

ネーミングライツの導入について、名古屋市公式ウェブサイトを利用して市民等からの意見募集を行います。また、公平性、透明性及び客観性を担保するため、外部有識者等から意見聴取します。なお、市民等からの意見は、外部有識者等からの意見聴取の際に報告されます。外部有識者等は、図書館事業に理解があり、公平かつ中立な立場を堅持できる者のうちから2人以上を鶴舞中央図書館長が選任します。

なお、意見聴取する項目は、(1)のとおりです。

## (3)候補者の決定

(2)の意見を踏まえ、総合的に選定委員会で判断し、教育委員会事務局で決定します。

選定後、全ての応募者に文書で通知するとともに、スポンサー企業名、愛称、契約期間、契約金額を名古屋市公式ウェブサイト等で公表します。

# 8 申込方法等

## (1)申込方法

ウに掲げる提出書類をイの提出先に直接又は郵送によりご提出ください。

### ア 受付期間

令和 7 年 11 月 18 日(火)から 11 月 27 日(木)午後 5 時(必着)まで

(直接提出する場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで)

### イ 提出先

名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当

〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号

### ウ 提出書類

- ・応募申込書(様式1) ※複数館に応募する際の申込書はそれぞれ作成してください。
- ・法人等の概要(様式2)
- ・法人役員等に関する調書(様式3)
- ・貸借対照表(至近の3か年のもの)
- ・会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等
- ・商業登記簿謄本(登記事項全部証明書)

※ 様式3については名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

## (2)質問等の受付及び回答

募集に関する質問及びその回答は、次のとおりとします。

### ア 質問の受付

#### (ア) 受付期間

令和7年10月28日(火)から11月7日(金)午後5時(必着)まで

#### (イ) 提出先

(1)イに同じ

#### (ウ) 提出方法

質問票(様式4)を電子メールによりご提出ください。

電子メール:a7413133@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

### イ 回答方法

令和7年11月18日(火)までに、質問者に対して明らかに不利益を与える場合を除き、名古屋市公式ウェブサイトにて公開(質問者名は非公開)するとともに、質問者には個別に電子メールにて回答します。

なお、条件の補足等が記載されることもあるので、質問及び回答については、応募申込書等の提出前に必ず確認してください。

## (3)留意事項

ア 申込締切後の応募申込書及び添付書類の変更は、本市が指定した場合を除き、認めません。

イ 提出された応募申込書及び添付書類は、返却しません。

ウ 申込み後、本市から追加の提出資料を求めることがあります。

エ 本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。

オ 応募申込書及び添付書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づき、公開することがあります。

## 9 問合せ先

名古屋市鶴舞中央図書館 庶務担当

〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番155号

TEL 052-741-3133 FAX:052-733-6337

E-mail:a7413133@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

※ 募集に関する質問については、8(2)アによります。

## ネーミングライツ対象施設一覧

館名	開館年月日	所在地	電話番号	令和6年度 入館者数 (人)
			FAX番号	
千種図書館	昭和43.10.8	千種区田代町字瓶杣1番地の137	781-7431 781-7447	213,485
東図書館	昭和40.7.1 (平成13.10.26改築)	東区大幸南一丁目1番10号	712-3901 712-3902	344,666
北図書館	昭和42.6.15 (平成12.6.30改築)	北区志賀町4丁目60番地の31	912-8111 912-8135	253,200
楠図書館	平成9.7.10	北区楠二丁目974番地	903-8653 903-8652	143,713
西図書館	大正14.4.19 (昭和40.11.1/ 平成6.6.1改築)	西区花の木二丁目18番23号	521-1451 521-1453	326,585
山田図書館	平成17.5.6	西区八筋町358番地の2	503-5340 503-5341	142,918
中村図書館	昭和40.7.15 (平成3.5.31改築)	中村区中村町字茶ノ木25番地	411-3651 411-3645	306,805
瑞穂図書館	昭和44.8.1 (平成27.7.10改築)	瑞穂区豊岡通3丁目29番地	853-0450 853-0451	309,052
熱田図書館	昭和35.9.1 (平成13.10.9改築)	熱田区神宮三丁目1番15号	671-6600 671-5600	256,659
中川図書館	昭和45.6.20 (平成14.11.1改築)	中川区吉良町178番地の3	353-5311 353-5342	322,976
富田図書館	平成9.7.8	中川区服部三丁目601番地	432-5313 432-5314	140,811
港図書館	昭和42.4.27 (平成11.9.17改築)	港区港楽一丁目14番16号	651-9249 651-9250	175,835
南陽図書館	平成14.7.12	港区秋葉一丁目130番地の79	301-2116 301-2117	84,449
南図書館	昭和39.5.1 (平成4.3.21改築)	南区千竈通2丁目10番地の2	821-1732 821-3364	182,839
守山図書館	昭和47.8.10	守山区守山一丁目6番1号	793-6288 793-6289	173,140
志段味図書館	平成16.7.15	守山区深沢一丁目101番地	736-6907 736-6908	143,728
緑図書館	昭和47.8.12 (平成28.7.12改修)	緑区旭出一丁目1104番地	896-9297 896-9298	258,733
徳重図書館	平成22.5.6	緑区元徳重一丁目401番地	878-2234 878-3681	396,618
名東図書館	昭和51.6.15	名東区文教台二丁目205番地	773-8200 773-8239	267,057
天白図書館	昭和52.11.18	天白区横町701番地	803-4188 803-4190	212,891

(案)

名古屋市（分館名）図書館  
ネーミングライツ契約書

令和 年 月 日

名古屋市・〇〇〇〇

# 名古屋市（分館名）図書館ネーミングライツ契約書

名古屋市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。）に定める名古屋市（分館名）図書館（以下「図書館」という。）のネーミングライツについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## （本契約の目的）

第 1条 本契約は、図書館のネーミングライツに関して、甲及び乙が相互に協力することによって、名古屋市民の読書活動及び生涯学習の推進に寄与するとともに、乙の企業広報活動と地域貢献に資することを目的とする。

## （用語の定義）

第 2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛称 図書館の名称に代えて使用する呼称及びその略称をいう。
- (2) ネーミングライツ 図書館の愛称を決定する排他的な権利をいう。

## （本契約の期間）

第 3条 本契約の期間は、令和 7年○月○日から令和12年 3月31日までとする。

（千種図書館の場合：令和 7年○月○日から令和10年 3月31日まで）

## （ネーミングライツの付与等）

第 4条 甲は、図書館のネーミングライツを乙に付与するものとし、甲は、甲乙の協議により、次条に掲げる愛称を使用するものとする。

2 前項の規定に基づき乙が甲に支払うネーミングライツ料は、前条に規定する期間中、初年度は○○○○○○○円（消費税等別）及び令和 8年度から11年度は○○○○○○○円（消費税等別）とする。

（千種図書館の場合：初年度は○○○○○○○○円（消費税等別）及び令和 8年度から9年度は○○○○○○○○円（消費税等別）とする。）

3 乙は、前項に定める各年度のネーミングライツ料を、甲が発行する帳票により、毎年 5月31日までに納付するものとする。

なお、初年度は、甲が指定した日までに納付するものとする。

4 乙が、前項に規定する日までにネーミングライツ料を納付しないときは、甲は、遅延日数に応じ、ネーミングライツ料に名古屋市契約規則（昭和39年

名古屋市規則第17号) 第33条第 1項に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。

(愛称)

第 5条 前条第 1項の規定に基づき、乙は、名古屋市(分館名)図書館について、「名古屋市(分館名)図書館supported by(企業名または商品名)」を愛称として定める。

(愛称等)

第 6条 愛称を表示するロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)は、甲乙の協議により決定する。

- 2 乙は、愛称及びロゴマークを変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称、ロゴマーク及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。
- 3 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

(愛称の掲示請求権)

第 7条 乙は、ネーミングライツに基づき、図書館の施設内にある既設の施設案内標識及び看板等(以下「既設の看板等」という。)について、愛称及びロゴマークを掲示することができる。

- 2 既設の看板等の掲示場所、具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、別途甲乙の協議により、これを決定する。
- 3 既設の看板等の維持及び管理の費用は甲の負担とし、掲示に必要な看板等の制作及び取付に係る費用については乙の負担とする。
- 4 前各項の規定により掲示された既設の看板等の所有権は、甲に帰属するものとする。
- 5 既設の看板等の損傷により事故等が発生したときの対応については、甲乙の協議により、これを決定する。

(ネーミングライツの市民周知)

第 8条 甲は、図書館のネーミングライツに対する市民への周知と理解を図るため、次条から第11条までに定めるところにより愛称及びロゴマークの普及及び定着に努めるものとする。

(新たな表示板の掲出等)

第 9条 乙は、甲乙の協議により、第 7条に定めるもののほか新たに図書館に

愛称及びロゴマークを付した表示板を掲出することができる。

- 2 乙は、甲乙の協議により、図書館の一部において展示その他企業広報をすることができる。
- 3 前 2項に定める表示板及び展示等の掲出内容、場所及び寸法等は、別途甲乙の協議により決定する。
- 4 乙は、乙以外の企業が本契約の締結以前に広告を掲出している場所に広告の掲出を行うことができるようになったときは、第 4条第 2項に定めるネーミングライツ料とは別に、必要とされる広告掲出料等を負担するものとする。
- 5 前各項に定める表示板及び広告の制作、取付、維持及び管理に係る費用、展示物件の維持及び保存のため通常必要とされる経費並びに表示板、広告及び展示物件の使用に伴う電気その他の経費については、乙の負担とする。
- 6 前各項の規定により掲示された表示板、広告及び展示物件の所有権は、乙に帰属するものとする。

#### (道路標識等)

第10条 甲は、図書館周辺の道路標識及び公共交通機関の誘導表示等(以下「道路標識等」という。)への愛称の掲出について、当該道路標識等の管理者に対して要請するよう努めるものとする。

- 2 前項に定める道路標識等の具体的なサイズ、色彩及び掲示方法等については、当該道路標識等に係る法令等の規制及び当該道路標識等の管理者が定めるところに従い、別途甲乙の協議により決定する。
- 3 第 1項に定める道路標識等の制作及び取付は、甲及び当該道路標識等の管理者との協議により、乙の負担により行うものとする。

#### (愛称等の使用促進)

第11条 甲は、図書館の利用者、報道機関その他の者に対して、愛称及びロゴマークの使用について協力を得られるよう努めるものとする。

- 2 甲は、甲の条例、市会議案等に定める名称を使用する必要があると甲が判断する場合を除き、甲の広報等において図書館を表示するときは、愛称を使用するよう努めるものとする。

#### (ネーミングライツスポンサー)

第12条 乙は、名古屋市のネーミングライツスポンサーを呼称することができる。

- 2 乙は、愛称及びロゴマーク並びに図書館の施設写真を広報その他の営業活

動のために使用することができる。

#### (優先交渉権等)

第13条 乙が、本契約の期間が満了する日の次の日から、本契約の目的と同目的の新たな契約を締結しようとするときは、令和〇年〇月〇日までにその意思を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、甲乙が協議するものとする。

3 第 1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が令和〇年〇月〇日までに不調となった場合には、本契約は、第 3条に定める期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第 7条第 1項、第 9条第 1項、第 2項及び第 4項並びに第10条第 1項に定める一切の掲示物その他の物件を乙の費用負担により撤去して原状に回復するものとする。

#### (知的財産権の無償使用)

第14条 乙が、愛称及びロゴマークに関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第 122号）第 2条第 2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

#### (損害賠償)

第15条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しない等により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (契約解除権)

第16条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由無く本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他企業としての社会的信用を失墜する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

3 前 2項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

4 第 1項及び第 2項に定める契約解除が行われた場合にあっては、第13条

第 4 項の規定を準用する。

### (有益費の放棄)

第17条 この契約が終了したとき(甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。)は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは  
継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第19条第1項に基づき契約を解除できる。

### (裁判管轄)

第19条 本契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

## (疑義に関する協議)

第20条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2通を作成し、双方記名押印の上、各 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

市 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

A decorative graphic consisting of three rows of empty circles, used as a section separator.

名古屋市図書館  
ネーミングライツスポンサー募集

様式集

令和7年10月

名古屋市

令和 年 月 日

名古屋市長

(法人等名)

(所在地)

(代表者)

印

名古屋市図書館ネーミングライツスポンサー  
応募申込書

募集要項に定める参加資格を有することを誓約し、応募いたします。

法 人 等 名 称		
業 种		
所 在 地		
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス		
希 望 愛 称 (呼称のほか、略称についても 希望があればご記入ください。)		
提 案 金 額 (消 費 税 別 ・ 年 額 )		
担 当 者	氏 名	
	部 署 ・ 役 職	
連 絡 先	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	

(添付書類)

- 1 法人等の概要 (様式2)
- 2 法人役員等に関する調書 (様式3)
- 3 貸借対照表 (至近の3か年のもの)
- 4 会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等
- 5 商業登記簿謄本 (登記事項全部証明書)

※様式3及び商業登記簿謄本 (登記事項全部証明書) については名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書に基づく排除措置対象法人等であるか否かについて、愛知県警察本部への照会のための資料として使用します。

□その他特記事項

○社会貢献（地域活動、社会貢献活動等の実績）

○希望愛称の説明

○市民の読書活動推進に資する提案

(具体例)

- ・企業名のロゴが入ったブックカバーの提供
- ・図書館と連携した読書イベントの実施（おはなし会・読書会等）

備考 記載欄が不足する場合は、適宜拡張又は用紙を追加してください。

資料がある場合は、添付してください。

## 法人等の概要

法 人 等 名 称	
設 立 年 月 日	
沿 革	
主 な 業 務 内 容	
法令順守への対応	
備 考	

樣式 3

## 法人役員等に関する調書

※ 法人の役員について記載すること。

※ 代表役員については、法人登記簿に記載されている住所地を記載し、他の役員については、現住所を記載すること。

## 質問票

令和 年 月 日

法 人 等 名

所 在 地

担 当 者 氏 名

所 属 ・ 職 名

T E L — —

F A X — —

名古屋市図書館ネーミングライツスポンサー募集について次のとおり質問事項を提出します。

質 問 項 目	(募集要項又は契約書(案)・ページ・項目)
質 問 内 容	